

大井上水道企業団人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成 29 年条例第 2 号）の規定により、人事行政の運営等の状況について、次のとおり公表する。

1 任命及び人数に関する状況

(1)職員数の状況（4月1日現在）

区分	令和 7 年度	令和 6 年度	増減
職員数	10 人	9 人	1 人
（再任用職員）	（0 人）	（0 人）	（0 人）

※職員数は、一般職（臨時的に任用された職員及び非常勤職員（地方公務員法第 22 条の 2 第 1 項第 2 号に掲げる職員（会計年度パートタイム職員）及び同法第 22 条の 4 第 1 項に規定する短時間勤務の職を占める職員（定年前再任用短時間勤務職員）を除く。）を除く。）

※（）内は職員数のうち、再任用職員の数

2 給与の状況（令和 7 年 4 月 1 日現在）

(1) 初任給月額

区分	一般行政職
大学卒	225,600 円
短大卒	213,600 円
高校卒	194,500 円

(2)平均給料月額及び給与月額（令和 6 年度年間実績より）

区分	令和 6 年度	参考 1	参考 2
平均給料月額	293,263 円	職員 10 名	平均年齢年齢 36.9 歳 (R7.3/31 現在)
平均給与月額	330,506 円		

※再任用職員含む、臨時職員及び非常勤職員除く。

3 勤務時間その他の勤務条件の状況

(1)勤務時間

区分	内容	始業時刻	終業時刻
1 週間の勤務時間	38 時間 45 分 (1 日 7 時間 45 分)	午前 8 時 30 分	午後 5 時 15 分

(2)年次有給休暇 1 年（1 月 1 日～12 月 31 日）につき 20 日付与（繰越最大 20 日）

(3)年次有給休暇取得状況（令和 6 年 1 月 1 日～令和 6 年 12 月 31 日）

職員数	平均取得日数	参考
10 人	8.2 日	総取得日数 82 日

(4) その他休暇制度（病気休暇、特別休暇）

内容	休暇の期間
公務又は通勤による負傷若しくは疾病	必要と認められる期間
結核性疾患	1年以内
その他の負傷又は疾病	120日以内
選挙権等公民権の行使	必要と認められる期間
証人等の出頭	必要と認められる期間
ドナー休暇	骨髄液提供者としての登録、提供に必要と認められる期間
ボランティア休暇	1年に5日以内
結婚休暇	週休日、休日及び代休日を除いて連続する5日
産前休暇	出産予定日より8週間以内
産後休暇	出産の翌日から8週間以内
育児時間	生後1年に達しない乳児の保育のため授乳等をおこなう場合に1日2回各30分以内
配偶者の出産	2日以内
看護休暇	小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員が、その子の監護のため勤務しないことが相当であると認められる場合 一の年において5日以内
忌引	7日以内
父母の祭日（年忌）	1日以内
夏季特別休暇	6月～10月末日までに5日以内
住居の被災	必要と認められる期間
交通の遮断	必要と認められる期間
災害回避	必要と認められる期間
生理休暇	2日以内
妊婦の通勤緩和	交通機関を利用し、始業または終業時で1日1時間以内
妊産婦の保健指導等	1回につき、必要な時間
妊婦の健康保持期間	母子または胎児の健康保持に影響があると認められた場合に、適宜休息し、又は捕食するために必要な時間
妊婦の妊娠障害休暇	困難であると認められた場合、必要な期間
感染症予防	必要と認められる期間
介護休暇	2週間以上

(5)育児休業等取得者数（令和6年度中に新たに取得した職員数）

内容	男	女
育児休業	0人	0人
部分休業	0人	0人

4 分限及び懲戒処分の状況

(1)分限処分

内容	令和6年度（件数）
降任	0件
免職	0件
休職	0件

(1)懲戒処分

内容	令和6年度（件数）
免職	0件
停職	0件
減給	0件
戒告	0件

5 服務の状況

職員は、全体の奉仕者としての職責を自覚し、誠実、公正かつ能率的に職務を遂行するよう努めなければならない。

6 勤務成績の評定の状況

職員の昇格、昇給を行う場合、能力、勤務実績等に基づいて総合的に評価をおこなっている。

認定事由	回数	評価時期
昇格	年1回	4月
昇給	年1回	4月
勤務手当	年2回	6月、12月

7 福祉及び利益の保護の状況

(1)福利厚生制度

静岡県市町村職員共済組合に加入し、短期給付、長期給付及び福利厚生事業の実施を委任しています。

(2)公務災害補償制度

職員の公務上の災害による負傷・疾病等に対し、地方公務員災害補償基金から一定の補償がおこなわれます。